

令和元年

奥州市教育委員会会議録

第6回定例会 6月25日招集

奥州市教育委員会

1 開会、閉会等に関する事項

開催日時 開会 令和元年6月25日（火）午後3時30分

閉会 令和元年6月25日（火）午後4時28分

開催場所 江刺総合支所 4階 特別会議室

2 出席委員の氏名

1 番 田面木 茂 樹 委員（教育長）

2 番 吉 田 政 委員（教育長職務代理者）

3 番 高 橋 キ エ 委員

4 番 及 川 憲太郎 委員

5 番 藤 田 登茂子 委員

3 説明のため出席した職員の職及び氏名

千田良和教育部長、千田淳一教育総務課長、朝倉啓二学校教育課長、千葉達也子ども・子育て支援推進室長、鈴木常義歴史遺産課長、二階堂純協働まちづくり部生涯学習スポーツ課長

事務職員出席者：菊池長教育総務課長補佐

4 本日の会議に付した事件（議事日程第1号）

第1 会期の決定

第2 教育長報告 生徒指導について

第3 議案第1号 奥州市立図書館条例施行規則の一部改正について

第4 議案第2号 奥州市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正について

第5 議案第3号 奥州市立小中学校服務規程の一部改正について

第6 議案第4号 奥州市立小中学校再編検討委員会設置要綱の制定について

第7 議案第5号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

第8 議案第6号 奥州市社会教育委員の委嘱について

第9 議案第7号 奥州市立図書館協議会委員の任命について

5 会議の概要

開会、会議成立宣言、本日の会議日程について「議事日程第1号」により進めることを宣言、秘密会とする議決（教育長報告「生徒指導について」）、秘密会とした教育長報告「生徒指導について」は、学校ごと又は児童生徒の個々の状況に関わらない部分のみを公表することの議決、議案の審議

第1 会期の決定について

本日1日と決定。

第2 教育長報告

生徒指導について

※ 説明要旨及び質疑等の内容は非公開。

以上で教育長報告を終わる。

第3 議案第1号 奥州市立図書館条例施行規則の一部改正について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を二階堂生涯学習スポーツ課長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第1号については、「元号を改める政令」の交付に伴い、奥州市立図書館条例施行規則で定める様式の一部を変更するため、本件規則を一部改正しようとするもの。

【補足説明】

- ・ 8ページの新旧対照表をご覧ください。右側が現行の様式で、図書貸出利用申込書の生年月日欄に元号の「明治、大正、昭和、平成」を選択する記述があり、これを新元号が変わっても影響がないよう元号を削除するもの。

【質疑等】

なし。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

第4 議案第2号 奥州市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明、補足説明を朝倉学校教育課長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第2号については「所得税法」の改正に伴い、所得控除の名称に変更があったことから、本件規則で定める様式の一部を改正しようとするもの。

【補足説明】

- ・ 12ページの新旧対象表、右側が原稿の様式の第1号受給申請書となっているが、所得控除欄の「損害保険料」の記述を「地震保険料」に改めたもの。

【質疑等】

なし。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

第5 議案第3号 奥州市立小中学校服務規程の一部改正について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明、補足説明を朝倉学校教育課長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第3号については、「元号を改める政令」の交付に伴い、奥州市立小中学校服務規程で定める様式の一部を変更するため、本件規則を一部改正しようとするもの。

【補足説明】

- ・ 16 ページの新旧対照表、右側の様式第1号出勤簿に元号が「平成」と入っており、これを削除し今後の年号の変更にも対応できるように削除するもの。

【質疑等】

なし。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

第6 議案第4号 奥州市立小中学校再編検討委員会設置要綱の制定について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明、補足説明を朝倉学校教育課長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第4号については、小中学校再編計画の策定に向けた具体的な再編の在り方について協議を行うため、奥州市立小中学校再編検討委員会を設置することに関し、必要となる事項を定めようとするもの。

【補足説明】

- ・ 本委員会は、昨年度、適正規模等検討委員会からの答申を受け策定した「学校再編基本計画」をもとに、第1条及び2条のとおり、具体的な再編計画を策定するために、学校再編の在り方について検討するもの。委員は、第3条にあるとおり、学校関係者、住民代表、保護者代表、学識経験者から20名以内で選出する。適正規模等検討委員会では、特に小規模の学校のある地域の考えを聞く必要があったため、小規模校の学区の保護者や地域の方を委員としてきた。しかし、今回の委員は、学校の規模によらず選出したいと考

えている。委員の任期は、第4条のとおり、「計画を策定する日まで」としているが、検討自体は3年を目安に進めたいと考えている。第5条以下は、お読みいただきたい。

【質疑等】

なし。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

第7 議案第5号 議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明、補足説明を千田部長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第5号については、令和元年第2回 奥州市議会定例会において、市議会の議決を経るべき事件の議案を作成することについて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、市長から当委員会の意見を求められたが、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「教育長に対する事務委任等に関する規則」の規定に基づき臨時代理処理を行い、具体的に申し上げ、資料No.1 事前配布資料の19ページに示したとおり、市長に対し意見の回答を行ったもの。

なお、この議案については、前回の委員会において意見を求められ原案のとおり承認するとして議決したが、委員会所管以外の内容に変更が生じたため撤回され、今議会中に再提出されることとなったもの。議案の内容として、当委員会に関わるものの変更はないが、当委員会へ再度意見を求められたもの。

については、この処理に対し、同規則の規定により当委員会の承認を求めるため、本案を提出するもの。

【補足説明】

- ・ 令和元年第2回 奥州市議会定例会に市長が提案する議案のうち、教育委員会に関するものは、議案が1件となっている。

市議会議案第26号「令和元年度 奥州市 一般会計 補正予算（第3号）」について、資料は23ページから39ページまでとなる。

前回提案議案との変更点は、資料24ページをご覧ください。一つは、本庁舎管理経費について、健康増進法の一部改正に伴い当初喫煙所の新設工事を計上していたものを取りやめ、喫煙場所の撤去工事に変更したことによる減額補正。二つは、プレミアム付(つき)商品券事業経費について、対象人

数を誤って少なく見積もっていたことによる増額補正。三つは、放課後児童健全育成事業経費について、岩谷堂第五放課後児童クラブを新設するための委託料を計上したもの。

なお、当委員会に関するものの変更はなく、前回の委員会でご承認頂いた内容と変更はないので、説明は省略させていただく。

【質疑等】

なし。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

第8 議案第6号 奥州市社会教育委員の委嘱について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明、補足説明を二階堂生涯学習スポーツ課長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第6号については、奥州市社会教育委員のうち、6名に異動があったことから、その後任の委員を委嘱しようとするもの。

【補足説明】

- ・ 資料42ページに記述がある社会教育法15条により市町村に社会教育委員を置くことができると規定されており、その社会教育委員は教育委員会が委嘱するとされている、これを受けて資料43ページの奥州市社会教育委員に関する条例で社会教育委員を置くこととしており、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者から委嘱するものとされている。人事異動のあった学校関係者に委員の推薦を依頼した結果、資料40ページの通り団体から推薦があったもの。

【質疑等】

なし。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

第9 議案第7号 奥州市立図書館協議会委員の任命について

千田教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明、補足説明を二階堂生涯学習スポーツ課長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第7号については、奥州市立図書館協議会委員のうち、2名に異動があったことから、その後任の委員を任命しようとするもの。

【補足説明】

- ・ 資料43ページに掲載している図書館法第14条において公立図書館に図書館協議会を置くことと規定されており、さらに15条において、委員は当該図書館を設置する地方公共団体が任命するとされている。奥州市立図書館条例では、協議会の委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者から任命するものとされている。人事異動のあった学校教育関係者、PTA 連合会に委員の推薦を依頼した結果、資料41ページの名簿のとおり各団体から推薦があったもの。

【質疑等】

なし。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

閉会